

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県下伊那郡阿智村

### 2 構造改革特別区域の名称

阿智星空ワイン特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

長野県下伊那郡阿智村の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置・地勢

阿智村（以下「本村」という。）は、長野県の南端、下伊那郡の西部に位置し、北は木曾郡南木曾町、東は飯田市、下條村と阿南町、南は平谷村、西は恵那山を境として岐阜県中津川市に接している。昭和31年9月、会地村、伍和村、智里村の3カ村が合併、さらに平成18年1月に浪合村、平成21年3月に清内路村が合併して現在の本村となっている。本村の総面積は214.43k㎡、標高は410mから恵那山山頂2,191mに及び、56の集落が点在している。

#### (2) 気候

本村は温暖な南信州に位置しており、一年を通じて比較的温暖であるが、標高500mから1,000mの間に点在している集落ごとに違いもみられる。高原地帯の浪合地区や清内路地区は、夏は冷涼で、冬は気温が低いのが特徴である。

年間日照時間2081.9時間、年間降水量2088.5mm、年間平均気温14.6℃となっており、日照時間が長く、気温は昼夜の寒暖差が大きいため果樹栽培には適した気候である。

#### (3) 人口

本村の人口は、平成21年の7,072人をピークに減少し、令和6年には5,931人となっている。年齢3区分人口では、年少人口713人、生産年齢人口は3,014人である一方、老年人口は2,204人と増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいる。

#### (4) 産業

産業別の就業人口で見ると、昭和50年と比べた平成27年度の産業別構成比は、第一次産業で37.1%から14.6%と減少し、第二次産業でも35.3%から28.2%へ減少している一方、第三次産業では27.6%から57.1%へと大きく増加している。また、農業就業人口を中心に第一次産業人口は年々減少傾向にあるが、近年は新規営農者の確保や

後継者の育成に努めている。しかし、農業を取り巻く情勢は、グローバル化や就業者の高齢化、後継者不足等厳しい情勢にあり、引き続き農業の振興に努めるほか、観光業など他の産業と連携した活性化が求められている。

農産物については、新規就農者や高齢者に対する労力の負担を軽減できる栽培方法を取り入れ、農地の広がる標高 500m から 1,000m の高低差を利用することにより、品目に適した場所でブドウやリンゴ、桃、梨、ブルーベリー、柿を特産物として生産している。

令和 16 年に開業を目指しているリニア中央新幹線により、東京・名古屋方面との時間が大きく短縮することが見込まれ、地域経済への波及効果が期待されている。今後、若者定住策の促進、調和のとれた産業構造維持のためにも、雇用の場の確保が急務となっている。

#### (5) 規制の特例措置を講じる必要性

本村では、農業者の高齢化に加え後継者が不足し、農業就労人口が急速に減少する中、遊休農地も年々増加している状況であり、特例措置の活用により本村で栽培した特産物を使用した果実酒の醸造が可能になることは、ワインやシードルを製造する農業者又は事業者の参入につながり、地域振興と農業生産基盤の安定化を促す。

果実酒という新たな特産品の開発は、農業 6 次産業化による農家所得の向上、農業の新たな魅力の創出により、新規就農者をはじめとする担い手の確保につながり、遊休荒廃農地の増加を抑制する効果が見込まれる。それに加えワイナリーの新規起業や農家民宿、農園レストラン等の活性化により雇用が創出され、人口の流出抑制につながることも期待される。しかしながら、酒類の製造免許を取得するには、酒税法の規定により最低製造数量基準（6kl）以上の製造を行わなければならない、新規参入を希望している本村の中小事業者には設備投資や栽培労力、多くの在庫管理の負担が大きいところ、新規事業者の参入のハードルを下げするため、規制の特例措置を講じる必要がある。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

特例措置を活用することにより、自ら生産した果実を用いた果実酒の製造が比較的小規模な施設で可能となり、農家民宿、農園レストラン等を開業する人が増加し、地域の活性化に繋がるものと考えている。それに加え本村で生産された特産物を原料とした果実酒を製造することで、一次産品の魅力向上や生産者の需要の広がり、栽培面積の拡大と果樹生産希望の新規就農者の増加により農業就労人口の減少、遊休荒廃農地の増加等の本村が抱える農業上の課題の効果的な解決策として期待できる。

また、地域における雇用の拡大や商工観光業などの他産業と連携することで地域の活性化も期待できるため、構造改革特別区域計画の意義は、極めて大きい。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置を活用することで、果実酒の製造が小規模から生産可能となり、多様な小規模ワイナリーの参入を促進することができる。

また、廃棄されていた果実を果実酒の製造に使用することで農業経営の安定化と販路拡大を図る。

星空や花桃のシーズンに集中していた観光客を、農家民宿・レストランでの果実酒の提供やワイナリーでの作業体験・見学・試飲を実施することで年間を通じて呼び込むことが可能となり、昼間の観光資源、新たな特産品としても期待できる。

農家民宿等を営む農業者による加工産業への参入や、加工業者の参入により遊休農地や耕作放棄地の解消、新規就農者の確保、農家所得向上による安定的な農業経営等を目指す。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特例措置の活用により、阿智村産ワインを新たな特産品として、本村内の昼神温泉等で料理とともに楽しんでもらう他に、農家レストランで自ら生産した果実を使用した果実酒の提供及び本村で栽培した特産物を使用した果実酒の販売を通じ、農業やワイン産業の担い手の育成、確保だけでなく、農業者の所得向上、地域特産物の消費・利用の拡大、雇用・就農機会の創出、交流人口の増加等、ワイン関連産業のみならず地域全体の活性化につながることを期待される。

また長野県が推進する「信州ワインバレー構想」は、近年の長野県産ワインの評価の高まりを受けて、ワイン産業を地域経済活性化や 6 次産業化の主要施策と位置づけ、県内を 5 つの地域に区分してワイン振興エリアを設け、新規参入者の育成から栽培、醸造、販売、消費拡大によるブランド化及びワイン産業の振興と発展を目的としている。阿智村は「天竜川ワインバレー」エリアに位置づけられており、本計画では、この構想に協調し、連携を図るとともに地域の個性を活かした特色ある地域づくりを行う。

### 【特定農業者による特定酒類の製造事業に関する目標】

区分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
特定酒類製造事業者数	1 件	1 件	2 件
特定酒類製造数量	0.5kl	1kl	2kl

### 【特産酒類の製造に関する目標】

区分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
特産酒類製造事業者数	1 件	1 件	1 件
特産酒類製造数量	2kl	2kl	3kl

## 8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第 25 条)

709 (710, 711) 特産酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第 26 条)

(別紙 1)

1 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第 25 条)

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業 (農家レストラン及び農家民宿等) を営む農業者 (以下「特定農業者」という。) で、果実 (自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。) を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記 2 に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

長野県下伊那郡阿智村の全域

(3) 事業の実施期間

上記 2 に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記 2 に記載の者が構造改革特別区域内において、果実酒の提供を通じて地域の活性化を図るため、果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において特定農業者が果実 (自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。) を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準 6kl が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場産業の創造となり、農業の活性化にもつながる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本村は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に反しないよう、指導及び支援を行う。

(別紙 2)

1 特定事業の名称

709 (710, 711) 特産酒類の製造事業(構造改革特別区域法第 26 条)

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域において生産される地域の特産物として指定された果実（ぶどう、りんご、桃、梨、ブルーベリー及び柿又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記 2 に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

長野県下伊那郡阿智村の全域

(3) 事業の実施期間

上記 2 に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記 2 に記載の者が、構造改革特別区域内において、果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るため、果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、地域の特産物として指定された果実（ぶどう、りんご、桃、梨、ブルーベリー及び柿又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒を製造しようとする場合は、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6kl）が、果実酒については 2kl に引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農業者の経営の多角化、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等地域農業の振興が図られるとともに、観光客など交流人口の拡大により地域の活性化が期待される。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

本村は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特産酒類

の製造免許を受けた者が酒税法の規定に反しないよう、指導及び支援を行う。